

# ハローワークに経営、人材確保等の相談をしたい！

北海道ビジネスサポート・ハローワーク

人材確保と経営力の強化に取り組む企業を応援しています！

## 概要

北海道と北海道労働局が共同で、人材の確保・育成や、生産性の向上、経営力の強化など、中小企業の皆様、新規創業をお考えの皆様へ各種サービスを提供する施設として設置された、ハローワーク札幌の出先機関です。北海道労働局が取り扱っている助成金制度や雇用保険の手続き関係の事業主向けセミナーも実施しております。

- ・場 所 札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9階
- ・利用時間 平日：午前9時30分～午後5時00分（土・日・祝日、年末年始は閉庁）

## 主な提供サービス

<雇用関係助成金の活用に関する相談等>

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局）において取扱う各種助成金の相談、事業主向けセミナー等を行います。

<人材確保に関する相談>

新規創業に伴う求人コンサルティングを行います。

<経営相談等>

同一フロア内の（公財）北海道中小企業総合支援センターが起業や経営・事業承継等に関する相談を行います。

<在職者職業訓練総合相談窓口>

「従業員の技能・能力向上をお考えの事業主に対し、北海道と独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する認定職業訓練や能力開発セミナーのご案内と併せて北海道労働局が取り扱う訓練関係の助成金制度についてご説明いたします。」

北海道ビジネスサポート・ハローワーク TEL 011-200-1622

URL : <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo/shisetsu/93897.html>

# 人材の確保・定着に取り組みたい！

## 戦略産業人材確保・定着支援事業

地域産業を支える労働力の確保に向け、北海道の戦略的産業分野の人材確保・定着を支援し、良質で安定的な正社員等雇用の創出・定着を図る。

### 制度の内容等

- 1 専門アドバイザーによる無料相談支援  
多様な人材の確保に向けた中小・小規模企業等の取組みに対し、専門アドバイザーを派遣し、個別支援を行います。  
(採用戦略支援、就業環境改善支援等)
- 2 企業見学・長期インターンシップ受入支援  
企業見学・長期インターンシップの受入を希望する企業に対し、求職者の募集・マッチング及び受入サポートを行います。
- 3 補助金支給  
上記1の専門アドバイザーによる無料相談支援をベースにさらに人材確保・定着に取り組む中小・小規模企業等に対し、専門アドバイザーによるコンサルタント経費の補助を行います。
  - ・対象経費 専門アドバイザーによる人材確保・職場定着に係るコンサルタント経費
  - ・補助率 1/2 (上限30万円)
  - ・交付件数 10件

### 対象事業者など

#### <対象事業者>

道の指定分野に属する中小・小規模企業等を対象とする。

#### ○人手不足産業分野

農業・林業、卸売業・小売業、製造業、宿泊業・飲食サービス業、サービス業（他に分類されないもの）、運輸業、郵便業、建設業

#### ○中小・小規模企業等

道内に本社や支店等の拠点をもつ事業者

# 道外在住の優秀な人材を確保したい！

## UIターン新規就業支援事業(移住支援事業)

道が運営するマッチングサイトに求人を掲載している「移住支援金対象法人」(道に登録申請が必要)の求人に応募し、**就業した東京圏からの移住者に対し、市町村が最大100万円**(世帯最大100万円、単身最大60万円)を支給しています。

### マッチングサイトの概要及び求人掲載方法

#### ①マッチングサイトの概要

- ・マッチングサイトに掲載されている求人へ就業した東京圏からの移住者に対し、最大100万円(世帯最大100万円、単身最大60万円)を支給します。(別途要件あり)

※法人に移住支援金の負担はありません。

- ・求人条件をより魅力的にすることができる絶好の機会ですので、是非ご活用ください。

#### ②求人の掲載について

- ・求人の掲載にあたっては次の2つの手順が必要です。

1. **道への登録申請** …道ホームページの登録申請書(エクセル)をダウンロードし、法人名など必要項目を記入後、メールにて提出してください。

(道HP)

(道での登録承認後↓)

2. **求人の作成**(掲載無料) …サイトに掲載する求人を作成願います。



- ・**詳細及び申請方法**は道HP「移住支援金特設ページ(法人向け)」をご参照ください。  
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ui-turn/matching.html>)

### 移住支援金の対象となる移住者について(支給要件)

次の①～④の全てを満たしている方です。

- ①移住する直近の10年間のうち通算5年以上、**東京23区に在住or通勤されていた方**
- ②移住する直前で、1年以上、東京23区に在住or通勤されていた方
- ③北海道内の移住支援金対象の132**市町村**に転入された方
- ④**マッチングサイト**に掲載されている求人に応募し新規就業された方

※市町村によって、対象となる移住の形態や支給要件が異なりますので、詳しくは移住先の市町村にお問い合わせください。

### お問い合わせ先

北海道経済部 労働政策局 産業人材課 人材確保支援係  
(TEL)011-251-3896(直通)

# 道内・道外の人材を確保したい！

## 人材確保緊急支援事業

道内や道外に在住する方が、人手不足が深刻な業種の道内事業所で一定期間以上就労した場合、就労者及び道内事業所に支援金等を支給します。

### 制度の内容等



### 支給額(1回限り)

道内事業所

支援金 10万円

※要件を満たす方の雇入れ数に制限はありませんが、事業所への支援金支給は1回限りです。

道内や道外に在住する方 奨励金 10万円(+ 移動費 実費上限 10万円)

※奨励金、支援金は予算の範囲で支給いたしますので、申請が予算の範囲を超えた場合は申請いただいても奨励金、支援金は支給いたしません。

### 対象業種 (第4回改訂 厚生労働省編職業分類による)

09建築・土木技術者等、13保健師、助産師等、14医療技術者、16社会福祉の専門的職業、19教育の職業、34営業の職業、36介護サービスの職業、37保健医療サービス、38生活衛生サービス、39飲食物調理の職業、40接客・給仕の職業、42 その他のサービス、45その他の保安職業、46農業の職業、52金属材料製造等、54製品製造・加工処理、60機械整備・修理の職業、66自動車運転の職業、70建設躯体工事の職業、71建設の職業、72電気工事の職業、73土木の職業、76清掃の職業

### 対象者

**事業所** ○道内に本店若しくは主たる事務所又は事業所を有する法人又は個人で、あって、条件を満たす道内や道外に在住する者を一定期間以上雇用

**個人** ○令和5年6月1日から令和5年9月30日まで一定期間以上就労する次の条件を満たす道内や道外に在住する方(※5月31日以前の雇用契約は対象外)  
 ・道外に在住する方: 3週間につき10日以上勤務  
 ・道内に在住する方: 離職期間が1ヶ月以上あり、労働時間が週20時間以上、31日以上雇用見込みがあり、3週間につき10日以上勤務

北海道経済部 労働政策局 産業人材課 人材確保支援係 TEL 011-251-3896

# ものづくり人材を確保したい！

ものづくり分野等に関わる従業員の人材確保

求職者の方々を対象に、企業での生産現場の実態に即したものづくり分野に特化した6～7ヶ月の職業訓練を実施しています。  
企業と訓練を受講されている方々のマッチングのお手伝いをします。

## 制度の内容等

- 企業からの訓練受講者に対する求人の相談等  
ポリテクセンターでは、企業での活躍の場を求めている訓練受講者及び訓練修了者に対する、企業からの求人相談等を受けつけています。
- 求職情報「人材情報誌」等の提供  
求職活動中の訓練受講者及び修了者のこれまでのキャリアや取得資格、自己アピール、希望職種等をまとめた求職情報「人材情報誌」等を人材を求める企業等に提供しています。
- 訓練受講者の企業実習（ポリテクセンター北海道・ポリテクセンター旭川）  
企業実習付き職業訓練を実施しています。企業実習期間は1ヶ月程度です。  
企業実習受入企業（※）においては、訓練受講者の人柄、業務への取組み姿勢、持っているスキル等から採用に結びつけることもできます。  
※企業実習を受け入れた場合、1か月1人あたり60,000円（税抜）を上限に訓練委託費をお支払いします。ただし、実習内容、安全確保等の要件を満たした事業所に限ります。

## 実施している訓練コース

- ポリテクセンター北海道（北海道職業能力開発促進センター）  
（標準コース）  
機械・CAD技術科、CAD/CAM技術科、CADものづくりサポート科  
電気設備技術科、エコシステム科、電気制御技術科、ものづくりプログラム科  
住宅リフォーム技術科、住環境計画科、ビル管理技術科  
（企業実習付コース）  
機械保全サポート科、電気設備技術科、ものづくりプログラム科、住宅施工技術科
- ポリテクセンター旭川（旭川訓練センター）  
（標準コース）  
金属加工科、CADデザイン科、電気設備技術科、ビル管理技術科、ビジネスワーク科  
（企業実習付コース）  
機械加工技術科
- ポリテクセンター函館（函館訓練センター）  
（標準コース）  
ものづくり機械科、電気システム科、住宅リフォーム科、設備管理科、ビジネスワーク科
- ポリテクセンター釧路（釧路訓練センター）  
（標準コース）  
建設荷役車両運転科、電気システム科、ビジネスワーク科

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部

- ポリテクセンター北海道（北海道職業能力開発促進センター）訓練第一課 TEL 011-640-8761  
URL : <https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/>
- ポリテクセンター旭川（旭川訓練センター）訓練課 TEL 0166-48-2327  
URL : <https://www3.jeed.go.jp/asahikawa/poly/>
- ポリテクセンター釧路（釧路訓練センター）訓練課 TEL 0154-57-5938  
URL : <https://www3.jeed.go.jp/kushiro/poly/>
- ポリテクセンター函館（函館訓練センター）訓練課 TEL 0138-52-0323  
URL : <https://www3.jeed.go.jp/hakodate/poly/>

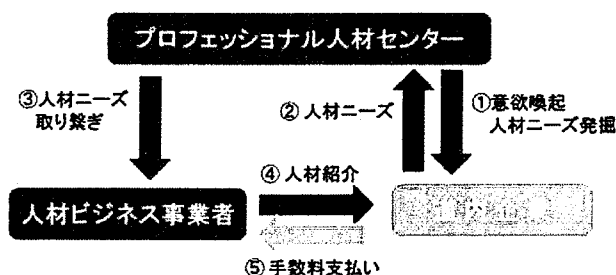
# プロフェッショナル人材を活用したい！

## プロフェッショナル人材センター運営事業

北海道プロフェッショナル人材センターでは、新規事業の創出、既存事業の拡大、生産性の向上などをリードするプロフェッショナル人材の採用または副業・兼業での活用をサポートします！

### 制度の内容等

○地域企業の人材確保や経営改善、事業展開等の課題を解決する人材ニーズを発掘し、副業・兼業人材の受け入れによる解決も含め、プロフェッショナル人材の活用ニーズを民間の人材ビジネス事業者に取り次ぎ、マッチングをサポートします。



○人材活用による経営改善やプロフェッショナル人材の活用事例を紹介するセミナーを開催します。

※プロフェッショナル人材とは

新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材。

### 対象事業者など

企業の成長戦略を実現するため、以下のように新たな人材の活用を検討している方は、ぜひお気軽に北海道プロフェッショナル人材センターにご相談ください。

- 商品に自信があるが、新たな販路を開拓していく方法がわからない！
- 新製品・新技術の開発力を高めたい！
- 海外進出するために責任者がほしい！
- 経営を支える管理者がほしい！
- 後継者を中心に将来の経営体制を整えていきたい。

- 人事制度開拓のために、プロフェッショナル人材を一時的に活用したい！
- 期間を限定したプロジェクト単位での課題解決のために、副業・兼業人材を活用したい！

### お問い合わせ先

北海道経済部 労働政策局 産業人材課 人材確保支援係 TEL 011-251-3896  
北海道プロフェッショナル人材センター TEL011-232-2405

# 航空機関連産業へ参入したい！宇宙・航空機関連産業の人材を確保・育成したい！



航空機関連産業雇用創造・クラスター事業/宇宙関連ビジネス加速化プロジェクト推進事業

航空機関連産業への道内企業の経営多角化や事業転換に向けた支援、宇宙・航空機関連産業の人材確保や従業員の育成等を支援します。



## 事業内容（予定）

- ・令和5年度に予定しているプログラムの一部をご紹介します。  
詳細や、下記以外のものについては、道のHPをご覧ください。調整中のものは随時掲載します。

### ■航空機関連産業雇用創造・クラスター事業

プログラム	対象	内容・目的	道HP
外部研修補助金	道内企業（ものづくり産業、航空機関連産業）	道内企業の航空機関連産業への経営多角化や事業転換を支援し、本道ものづくり産業における雇用創造及び産業の振興を図ることを目的とし、外部研修に要する経費を予算の範囲内で補助します。 ■1社あたり100万円以内（1従業員あたり50万円以内）、補助率1/2（詳細は要綱をご覧ください）	
北海道航空機関連産業参入促進セミナー	航空業界への参入意欲がある道内ものづくり企業の経営者等	業界の特性及び参入までの道のりや、先進事例等を講師が紹介します。（定員50名程度、無料） ■令和6年1月頃開催予定（調整中）	

### ■宇宙関連ビジネス加速化プロジェクト推進事業

プログラム	対象	内容・目的	道HP
企業説明会	道内外の大学生・大学院生、工業高等専門学校生、専門学校生、社会人等	宇宙関連産業企業の説明会をリアル&オンラインのハイブリッドで開催予定。セミナーや意見交換により、宇宙関連ものづくり産業や業界への就職も視野に入れた理解を深めます。 ■令和5年12月頃開催予定（調整中）	
就業体験会	道内外の大学生・大学院生、工業高等専門学校生、専門学校生、社会人等	宇宙関連産業企業の見学、体験、先輩社員との意見交換により、宇宙関連ものづくり産業や業界への就職も視野に入れた理解を深めます。 ■令和5年12月頃開催予定（調整中）	

経済部 スタートアップ推進室（宇宙航空産業担当） TEL 011-204-5336  
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sus/uchu-kouku.html>

# 生活保護受給者等を雇いたい！

## 特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）

ハローワークもしくは自治体が就労支援を行った生活保護受給者や生活困窮者を、ハローワーク又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れた場合に、賃金相当額の一部を助成します！

### 対象となる労働者（雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の者に限る）

自治体が就労支援もしくは自治体の要請によりハローワークが就労支援している生活保護受給者及び生活困窮者であって、自治体やハローワークが3か月を超えて支援している者（定められた就労支援期間内に就職した者に限ります。）。

### 支給額

- 1 短時間労働者以外  
支給額 : 60万円（大企業50万円）  
助成期間 : 1年（6カ月毎に1/2支給）
- 2 短時間労働者  
支給額 : 40万円（大企業30万円）  
助成期間 : 1年（6カ月毎に1/2支給）

### ご利用方法

ハローワークに求人提出する際に生活保護受給者や生活困窮者を雇い入れる意向があることを申し出てください。就労支援している生活保護受給者、生活困窮者であることを明らかにしてハローワーク等が職業紹介を行い雇い入れた場合など一定の条件に該当したときに、事業所管轄ハローワークもしくは北海道労働局が支給申請について案内します。

このほかにも、助成金の支給要件があります。本助成金の支給要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

- ・北海道労働局職業安定部訓練課 TEL 011-738-5253
- ・ハローワーク（公共職業安定所）※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

（参照：特定求職者雇用開発助成金）

URL :

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/tokutei\\_seikatsu.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_seikatsu.html)



# 地域に住む求職者を雇いたい！

## 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域において、事業所を設置・整備し、それに伴いその地域に居住する求職者を一定の条件で雇い入れた場合、設置・整備に要した費用と増加した人数にに応じて、一定の金額を助成します！

### 助成額

設置・整備に要した費用（300万円以上）、雇入れ人数（3人以上（創業の場合は2人））に応じて、下記の金額を1年ごとに対象労働者の職場定着状況などを考慮の上、最大3回支給します。

※（ ）内は創業に該当する場合の支給額（1回目のみ（ ）内の額、2回目以降は、下表の額）

設置・整備に 要した費用	対象労働者の増加人数（ ）内は創業の場合			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円 (100万円)	80万円 (160万円)	150万円 (300万円)	300万円 (600万円)
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円 (120万円)	100万円 (200万円)	200万円 (400万円)	400万円 (800万円)
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円 (180万円)	150万円 (300万円)	300万円 (600万円)	600万円 (1,200万円)
5,000万円以上	120万円 (240万円)	200万円 (400万円)	400万円 (800万円)	800万円 (1,600万円)

◆中小企業事業主の場合、支給額の1/2を第1回目に上乗せ支給

◆「中小企業事業主」の範囲、「創業」と認められる場合、「対象労働者」と認められる労働者、「設置・整備費用」と認められる対象経費にはそれぞれ要件があります。

### ご利用方法

・事業所の設置・整備や求職者の雇入れを行う前に所定の計画書（計画期間は最大18カ月）を提出し、その計画が完了した旨の届を提出するなど手続が必要です。

URL：[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/chiiki\\_koyou.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html)

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。

上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワーク等へお尋ねください。

- ・北海道労働局 雇用助成金さっぽろセンター6F TEL 011-788-9152
- ・ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

# 正社員採用を前提として試行的に雇用したい！

## トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース）

就労経験のない職業に就くことを希望する離職者を、一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に対して支給する助成金です。

### 対象労働者

次の①から②のいずれにも該当する者であること。

- ① 次のアからイまでのいずれにも該当する者であること
  - ア 紹介日において、離職している者
  - イ 紹介日において、就労の経験のない職業に就くことを希望する者
- ② ハローワーク等の職業紹介の日において、次のいずれにも該当しない者であること
  - ・職業に就いている者
  - ・自ら事業を営んでいる者又は役員等に就いている者
  - ・学校に在籍している者
  - ・トライアル雇用期間中のトライアル雇用労働者

### 助成額

1. 対象労働者が、一週間の所定労働時間30時間以上の無期雇用を希望する場合  
対象労働者1人につき月額最大4万円（最長3か月分）  
下記【増額要件】を満たす場合は月額最大5万円
2. 対象労働者が、一週間の所定労働時間20時間以上30時間未満の無期雇用を希望する場合  
対象労働者1人につき月額最大2.5万円（最長3か月分）  
下記【増額要件】を満たす場合は月額最大3.12万円

#### 【増額要件】

- ・令和2年1月24日以降、雇用調整助成金を受給していない、かつ従業員を解雇していない。
- ・令和2年1月24日以降、従業員が休業支援金を受給していない。

### ご利用方法

- ・「トライアル雇用求人」を作成の上、トライアル雇用を経ることが適当であると公共職業安定所長が認める対象労働者を安定所・紹介事業所等の紹介で雇い入れることが条件となります。
- ・URL：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/newpage\\_16286.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/newpage_16286.html)

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。

上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

- ・北海道労働局 雇用助成金さっぽろセンター3F TEL 011-738-1056
- ・ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

# 季節労働者を通年で雇いたい！

## 通年雇用助成金

季節的業務に就く者を通年雇用した事業主に対して助成します！

### 支給額

- 1 事業所内就業及び事業所外就業の場合  
申請対象者1人あたり1対象期間に支払った賃金の1/2（第1回目は2/3）  
限度額 1人あたり54万円（第1回目は71万円） 継続3回まで
- 2 業務転換の場合  
申請対象者1人あたり業務転換を開始した日から6か月の期間に支払った賃金の1/3  
限度額 1人あたり71万円 1回限り
- 3 休業の場合  
1対象期間に支払った賃金及び、1休業期間に支払った休業手当（最大60日分）の1/3  
（第1回目は1/2）  
限度額 1人あたり54万円（新規継続労働者は71万円） 2回まで
- 4 職業訓練の場合  
季節的業務に係る職業訓練の経費の1/2（季節的業務以外の職業訓練は2/3）  
限度額 1人あたり3万円（季節的業務以外は4万円） 3回まで
- 5 新分野進出の場合  
事業所の設置等に要した経費の1/10  
限度額 500万円 継続3回まで
- 6 季節トライアル雇用  
トライアル雇用終了後、常用雇用に移行した日から6か月の期間に支払った賃金の1/2の額から、トライアル雇用により支給されたトライアル雇用助成金の額を減額した額  
限度額 71万円 1回限り

### ご利用方法

厚生労働大臣が指定する業種（林業、建設業、水産食料品製造業等）の事業主が対象です。（季節トライアル雇用は指定業種以外の事業主が対象）

URL :

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/tsuunen\\_koyou.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tsuunen_koyou.html)

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。  
上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

- ・北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係 TEL 011-738-1043
- ・ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

# 不安定雇用を繰り返している求職者を雇いたい！

## 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）

いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したこと等により十分なキャリア形成がなされなかったために正規雇用労働者としての就業が困難な者をハローワーク又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により、事前に対象労働者であることを確認したうえで、正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対し、賃金相当額の一部を助成します！

### 対象労働者

以下のすべての要件を満たす者に限ります。

- ①1968年（昭和43年）4月2日から1988年（昭和63年）4月1日までの間に生まれた者
- ②雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、かつ、雇入れ日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない者
- ③職業紹介を受けた日に安定した職業に就いていない者であって、安定所・職業紹介事業者等において個別支援等の就労に向けた支援を受けている者
- ④正規雇用労働者として雇用されることを希望している者

### 支給額

対象労働者に支払われた賃金相当額の一部として、6カ月毎に第1期、第2期に分けて次の金額を限度として支給されます。

- ・大企業  
支給額 50万円 … 第1・2期 各25万円
- ・中小企業  
支給額 60万円 … 第1・2期 各30万円

### ご利用方法

- ・以下の要件を全て満たす正規雇用労働者として雇用することが条件となります。
  - ①期間の定めのない労働契約を締結していること。
  - ②所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること。
  - ③同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態等の各労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。
- ・その他、正規雇用労働者の定義が就業規則等で明確に規定されていることなどの要件があります。
- ・URL：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158169\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158169_00001.html)

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。

上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

- ・北海道労働局 雇用助成金さっぽろセンター3F Tel. 011-738-1056
- ・ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。